

愛知県議会議員一般選挙

「県政に みんなで参加 その一票」

投票日 **4月7日(日)** 7:00～20:00

▶ 問合せ 武豊町選挙管理委員会
☎ 72-1111



選挙結果(速報)は、町ホームページで
ご覧になれます。
<http://www.town.taketoyo.lg.jp>

投票できる人

①日本国民で投票日現在、満18歳以上になる人(平成13年4月8日以前に生まれた人)

②武豊町内に住所を有する人で、平成30年12月28日以前に住民票が作成され(または、転入の届出をし)、引続き平成31年3月28日まで住民基本台帳に記載されている人

※愛知県外に転出した人は投票できません
入場券が届かない・紛失した場合

右記投票できる人に該当する人であれば投票できますので、選挙当日に指定の投票所でお申し出てください。

※入場券は、一人ひとりにお送りしますが、同じ世帯でも郵便事情により別の日に届くことがあります

平成30年12月29日以降に
武豊町に転入された人

愛知県内の市町村間で住所を異動された人は、旧住所地で投票を行うこととなります。(ただし、旧住所地の市町村の選挙人名簿に登録されていることが必要)
その際には、県内に引続き住所を有する旨の証明書の提示または、確認申請をする必要があります。(期日前、不在者投票にも必要です)

証明書の発行場所

役場住民窓口課または他市町村の住民課等

期日前投票

対象 投票日当日に用事があり、投票所に行けない人

方法 「宣誓書」に、当日投票できない事由等を記入してから投票します

期間 3月30日(土)～4月6日(土)
8時30分～20時00分

投票所 役場1階 第5・6会議室

※宣誓書は、入場券の裏面にあります。事前にご自宅等で必要事項をご記入いただくことで、期日前投票所での受付が早く済みます。また、投票所にもありますが、町ホームページからもダウンロードができます

※期日前投票期間中は、役場北駐車場の一般開放日(土・日曜日)の駐車を一部制限する場合があります

期日前投票制度の対象となる人の一例



不在者投票

対象
・選挙期間中、仕事や旅行等で名簿登録地以外の市町村に滞在している人
・指定病院等に入院等している人
※投票方法については、武豊町選挙管理委員会にお問合せください

郵便等による不在者投票

左表に該当する人は、自宅で郵便等による不在者投票ができます。
※事前に郵便等投票証明書の交付を受けた後、お早めに武豊町選挙管理委員会へ投票用紙の請求をお願いします

介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5
	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
両下肢、体幹	1級または2級	特別項症から第2項症まで
移動機能		
心臓、じん臓呼吸器、直腸ぼうこう、小腸	1級または3級	特別項症から第3項症まで(障がいの種類に肝臓を含む)
免疫、肝臓	1級から3級まで	

投票場変更のお知らせ

変更となる場所

・第3投票所
(変更前) 下門区公民館

(変更後) 中央公民館

・第6投票所
(変更前) 東大高公民館

(変更後) 総合体育館

次の区域にお住まいのみなさんは、投票所が変更になりますのでご注意ください。(投票所入場券に記載されている投票所をよく確認の上、お出かけください)

第3投票所の区域

石川・北曲輪・中挟・浅水・塩田・口田・内鉈・若宮・エケ屋敷・前田・下門・池田一丁目・池田二丁目・七号地・九号地・天神前一丁目・天神前一丁目・平井畑

第6投票所の区域

大字東大高の全部・旭大字富貴 後田面・大谷道・影井・唐木・北曽原・五反田・新砂・寺後・寺東・中割・西畑・西迎・前田側・前畑・丸山・南曽原・森南・森東・曽原

投票所はこちら

入場券をご確認の上
お間違いのないよう
お出かけください

